

第2次甲賀市総合計画

基本構想



平成 29 年 6 月

あい甲賀 いつもの暮らしに「しあわせ」を感じるまち

「しあわせ」を実感できるまちへ



甲賀市誕生以降の12年間において、本格的な人口減少社会が到来し、少子高齢化が進行しました。さらに、大規模な地震災害の発生やこれまでに経験したことのない異常気象による水害・土砂災害の恐れ、経済・社会のグローバル化の進行など、本市を取り巻く情勢は大きく変化しました。

このような大きな時代の転換期を迎える中、このたび今後12年間にわたる「まちづくり」の新しい指針となる「第2次甲賀市総合計画」を策定しました。

本計画を策定するにあたっては、これまでにない形での意見交換会や議会での熱心な議論、市民意識調査、総合計画審議会、パブリック・コメントなどを実施し、多くの皆様の参画と協働のもとに、めざす未来像を検討してまいりました。

もちろん、計画を策定するのが目的ではありません。計画に掲げた施策を実行することで、市民一人ひとりが、「しあわせ」を実感できるまちとして、確実に未来へと引き継がなければなりません。

そのためにも、市民、地域、事業者、関係団体などさまざまな分野の皆様に協力をいただきながら、それぞれの力を最大限に引き出す「オール甲賀」の取り組みをさらに前進させてまいりますので、今後とも、一層のお力添えをお願いいたします。

平成29年（2017年）6月

甲賀市長

岩永 裕貴

序論	p.1 ～ p.16
----	------------

1. 計画の役割と構成	2
2. 甲賀市の姿	3
3. 人口、世帯の動向	11
4. 時代の潮流とまちの課題	12
5. 第1次甲賀市総合計画の成果と課題	14

基本構想	p.17 ～ p.26
------	-------------

1. 未来像	18
(1) まちや人の姿	18
(2) 人口フレーム	19
(3) 都市構造	20
2. 地域経営と協働	22
3. まちづくりの大綱	24

資料編	
-----	--

- 諮問・答申文
- 審議会規則・附属機関設置条例
- 審議会名簿
- 検討の経緯
- 用語解説

序 論

1. 計画の役割と構成
2. 甲賀市の姿
3. 人口、世帯の動向
4. 時代の潮流とまちの課題
5. 第1次甲賀市総合計画の
成果と課題

1 | 計画の役割と構成

この計画は、

- 本市の目指す「未来像」を示し、その実現に向けた道筋を明らかにする長期的な指針となる計画です。
- あらゆる「まちづくりの分野」を包括する、地域経営のための最上位の計画です。
- 第1次甲賀市総合計画の成果と課題を踏まえた計画です。
- 市民と共に創り、共に育てる計画です。

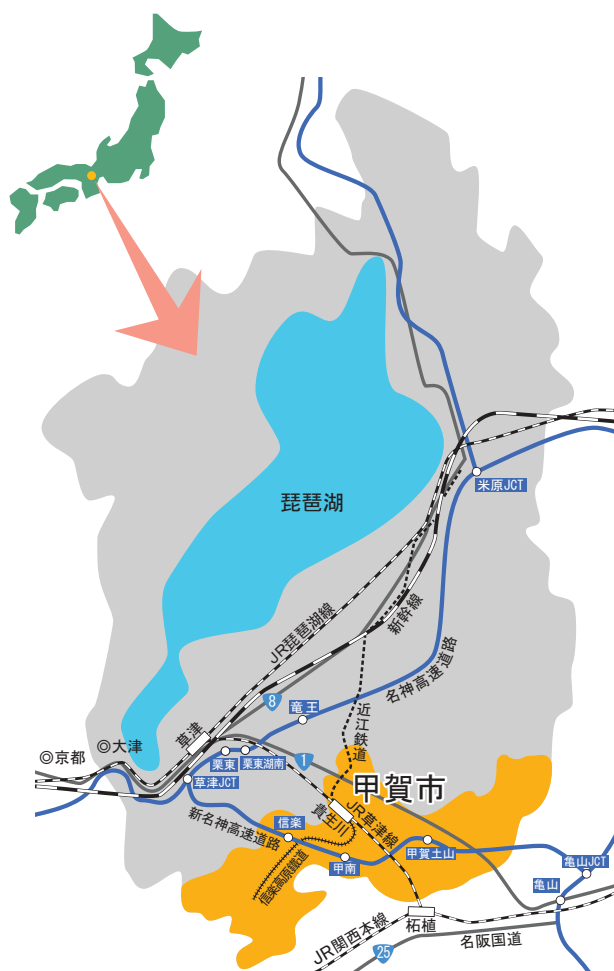
<計画の構成と期間>

- ・総合計画は、市議会での議決が必要な「基本構想」と「基本計画」、そして、これらを実現するための手段である「実施計画」からなります。
- ・「基本構想」は12年を計画期間とし、私たちが将来に目指す「まちや人の姿」を描いています。
- ・「基本計画」は12年を見据えたうえで、4年を1つの期間として、基本構想を実現するための施策を体系的に示しています。
- ・「実施計画」は基本計画と同じく4年を1つの期間として、事業の予算編成のもととなる計画であり、毎年度、見直すこととしています。

年度	平成29 (2017)			令和2 (2020)				令和6 (2024)				令和10 (2028)
基本構想	計画期間：12年間 平成29（2017）年度から令和10（2028）年度											
基本計画	第1期 計画期間：4年間				第2期 計画期間：4年間				第3期 計画期間：4年間			
実施計画	第1期 計画期間：4年間				第2期 計画期間：4年間				第3期 計画期間：4年間			

2 | 甲賀市の姿

I. 位置と地勢



甲賀市は、滋賀県の東南部に位置し、東西43.8km、南北26.8km、総面積481.62km²であり、県面積の約12%を占めるまちです。東に鈴鹿山系を望む丘陵地で、野洲川、杣川、大戸川沿いに平地が広がり、琵琶湖の水源涵養や水質保全に重要な役割を担っています。面積の約80%が森林と農地という、自然が豊かなまちであり、奈良時代には聖武天皇によって紫香楽宮が造営され、江戸時代には城下町や宿場町として栄えた地であり、様々な歴史資源にも恵まれています。

主な交通の軸としては、国道1号が東西に横断し、国道307号が南北に縦断しています。これらに加えて、平成20年に新名神高速道路が開通し、市内3つのインターチェンジが供用開始されたことで、近畿圏と中部圏を結ぶ広域交通の要衝として、重要性がさらに高まりました。

鉄道は、JR草津線が北西から南東に走り、貴生川駅を起点として、北東方向に近江鉄道本線、南西方向に信楽高原鐵道が延びています。

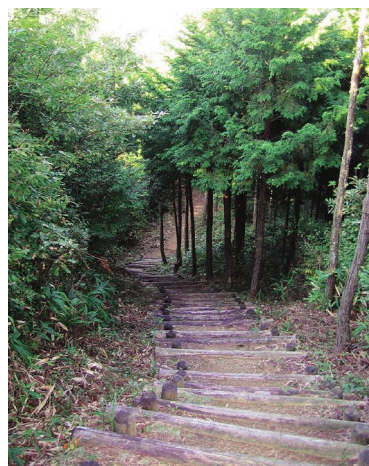
将来的には、市内では名神名阪連絡道路の実現や、近隣ではリニア中央新幹線の整備が期待される等、近畿地域の東の玄関口として、本市の重要性はさらに高まります。



滋賀、三重の県境をなす鈴鹿山脈は、花崗岩の浸食地形からなる溪谷等の豊かな自然景観や、特別天然記念物のカモシカやイヌワシ等、特有の生物の生息、生育環境等を保護する目的で国定公園に指定されています。

甲賀市の東部は、御在所岳から油日岳にかけての山地、山麓によって占められていますが、原生的な自然と都市との間にあって、集落とその周辺の二次林、農地、ため池、草原等で構成されるのが「里地里山」です。これらは、文化的行事や「おこない」等の伝承文化とともに美しく保たれており、風情ある農村景観を生み出しています。

このような自然に恵まれた市域を「東海自然歩道」が33kmにわたって整備されており、四季を通じてハイキングや観光に利用されています。



東海自然歩道



コスモス畑



鈴鹿山脈

Ⅱ. 多彩な風土

① 歴史と文化

<日本遺産 甲賀流忍者>

「甲賀」と言えば、誰もが「忍者」を真っ先に思い起こすほど「甲賀流忍者」のブランド力は強く、世界を魅了する「クールジャパン・コンテンツ」として高い価値を有しています。

市内には、全国で唯一の「当時のまま残された」忍術屋敷「甲賀望月氏旧宅」があり、仕掛けを凝らした屋敷で忍者体験ができるほか、忍術村等の甲賀流忍者をテーマとする多様な観光資源があります。

また、市内には甲賀流忍者の末裔がいることが、近年明らかとなり、その確認、調査を広げることで「本物の忍者のまち」としての発展可能性が高まりつつあります。



忍術村



甲賀流忍術屋敷

【日本遺産】

地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化、伝統を語るストーリーを文化庁が認定するものであり、ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形、無形の文化財群を地域が主体となり総合的に整備、活用するものです。

『忍びの里 伊賀・甲賀 ―リアル忍者を求めて―』（日本遺産認定：平成 29 年 4 月 28 日）

＜国史跡 垂水斎王頓宮跡＞

天皇が即位するたびに伊勢神宮に奉仕する未婚の皇女または女王を斎王といい、その一行が都から伊勢斎宮まで5泊6日の旅へと御出駕されます。

この旅を斎王群行といい、その宿泊所が頓宮です。垂水斎王頓宮跡には、378年間に31人の斎王が訪れており、国の史跡に指定されています。



垂水斎王頓宮跡

＜国史跡 紫香楽宮跡＞

紫香楽宮は、奈良時代に聖武天皇によって造営され、甲賀寺では国家の平和を願って大仏造立が発願されました。

当初は、離宮として建設が始まりましたが、次第に造営が本格化し、745年には実質的な都となりました。

1984年から発掘調査に着手し、日本で2例目となる『万葉集』収録の歌木簡の発見など、都の繁栄を裏付ける多くの遺物が出土しています。

現在、宮跡は信楽町北部で5地区に分かれ、計26.6haが国史跡として保護されています。



紫香楽宮全景

＜国史跡 甲賀郡中惣遺跡群＞

滋賀県には戦国時代に築かれた1,300もの城跡があり、このうち市内には180余りがあります。

甲賀の城は、甲賀武士によって、集落の中や丘陵上に築かれた小規模なものが多く、周囲を一边50mほどの土塁と堀によって囲まれた「単郭方形」の構造となっています。

同一構造の城が同時期に築かれ、それが群在するという状態は、他に例を見ない最大の特徴となっており、5つの城跡と甲賀武士たちが崇敬した油日神社と矢川神社が「甲賀郡中惣遺跡群」として国の史跡に指定されています。



油日神社

＜国史跡 水口岡山城跡＞

水口地域の市街地を一望できる古城山には、羽柴（豊臣）秀吉が近江南部支配の拠点として造らせた水口岡山城跡があります。この城は、旧甲賀郡で最初の大規模な織豊系城郭であり、中世の甲賀衆たちによる在地支配から、水口が城下町として近世甲賀郡の中心となる礎となった城です。



上空から見る水口岡山城

＜宿場町、城下町＞

市内には、古来、東国と京（都）を結ぶ重要な経路であった旧東海道が東西に横断しており、関ヶ原の戦いの翌年 1601 年に東海道が整備された際、徳川家康により土山宿と水口宿が設けられました。

土山宿は、東の箱根と並ぶ西の難所と言われた鈴鹿峠を往来する旅人の宿泊場所として、また、中山道を結ぶ御代参街道の合流点として栄えました。

水口宿は、後に徳川家光が京都に上洛するための宿館として築かれた水口城の城下町としても栄え、「街道一の人留め場」と言われるほど、にぎわいを見せました。



歌川広重 東海道五十三次『水口 名物干瓢』



水口曳山祭

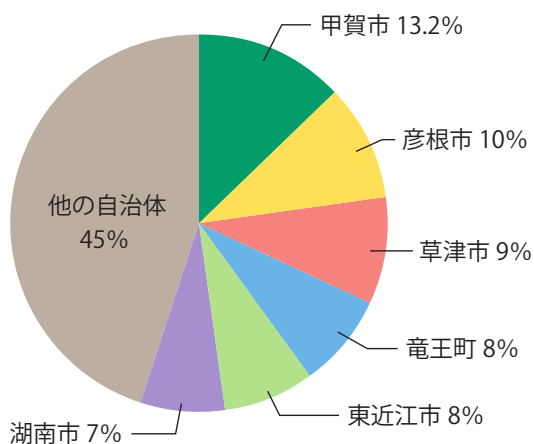


旧土山宿本陣

②ものづくりのまち

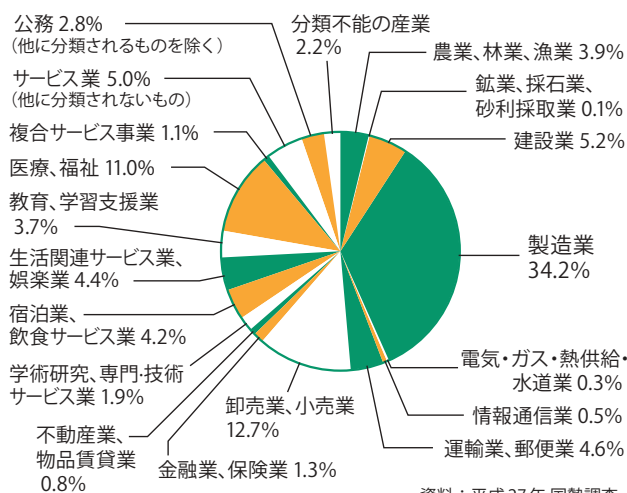
市内には、米、茶を中心とした農業や、スギ、ヒノキ中心の林業、忍者や山伏を起源とする菓業、信楽焼の窯業等、様々な地場産業があります。また、近江水口テクノパークや甲南フロンティアパークを始めとした12の工業団地は、自動車関連、電子機器、金属、プラスチック製品等、多様なものづくり企業が集積立地する内陸工業地として発展してきており、製造品出荷額は14年連続で県内1位となっています。

《滋賀県の製造品出荷額等の自治体構成》



資料：平成28年 経済センサス活動調査製造業調査結果

《産業別就業割合》



資料：平成27年 国勢調査

<農業>

甲賀市産の米は全国ブランドとして知られる近江米のなかでも品質が高く評価されており、最近は減農薬や減肥料で、環境にやさしい安心、安全な特別栽培米の生産に取り組む生産者が増えています。

また、生産履歴を表記した甲賀産の新鮮野菜や伝統野菜を「甲賀野菜」ブランドとして、地元直売所や京阪神の市場に出荷する取組を進めています。

さらに、市内では昼と夜の寒暖差が激しく、霧が発生しやすい気候と地形を活かした茶の栽培が行われており、県内一の生産量で風味豊かな味わいが特徴の「土山茶」と日本の五大銘茶に数えられ、高い香気と深い味わいが特徴の「朝宮茶」が有名です。



杉谷なすび



朝宮の茶畑

＜林業＞

7世紀に伐採、加工されたスギの巨木が市内で出土する等、スギは古くから林業が盛んであった甲賀の地を代表する木であり、市の木として制定されています。昭和40年代以降は、スギ、ヒノキの植林が進み、これらの人工林資源は、その多くが育成し、木材として利用できる段階となりつつあります。



＜薬業＞

販売員が家庭に薬を売り歩く配置売薬が明治時代に興り、「甲賀の置き薬」として知られています。戦後、多くの売薬業は製薬業に転換し、研究、製造、販売の機能を備えた薬業の集積地として全国的な地位を確立しています。現在、市内には10社を超える医療、薬品会社があり、医薬品の製造や研究開発が盛んに行われています。



甲賀のくすり

＜窯業＞

信楽焼は、鎌倉中期の生活雑器が始まりと伝えられており、現代に続く有力な陶磁器の産地として、日本遺産に認定された「日本六古窯」のひとつであり、土味を生かした素朴な風合いが多くの人に愛され続けています。

昭和50年には伝統的工艺品として国の指定を受け、これを機に信楽伝統産業会館を建設し、鎌倉時代から近世まで、信楽焼の歴史を展示しています。

また、県立陶芸の森は、美術館と創作研修館を備え、アーティスト・イン・レジデンスを進める都市公園として、陶芸家のみならず、多くの方の交流の場となっています。



県立陶芸の森陶芸館

【日本遺産】

『きっと恋する六古窯 ―日本生まれ日本育ちのやきもの産地―』（日本遺産認定：平成29年4月28日）

【アーティスト・イン・レジデンス】

芸術家等を一定期間招聘し、その地域に滞在しながら創作活動を行うこと。

③ 人々の絆 きずな

私たちの間に強く保たれている支え合いの精神は、戦国時代に甲賀衆が地域を支えていた頃から脈々と伝わるものです。同じ姓を持つ家（同族）が結束した「同名中」によって、掟を定め、戦の時の動員や、もめごとの解決等を寄会で合議、決定したと考えられています。

戦国時代後半には、近接する同名中どうしから、さらに広域での連合が進み、「郡中惣」といわれる統治の形態へと発展しました。一領主に権力を集中させない地侍の連合で、小領主間で横につながりながら統治していたことは、先述の甲賀郡中惣遺跡群の態様と一致します。

その後、宿場町、城下町等として栄えた江戸時代を経て、明治期以降、水口町、土山町、甲賀町、甲南町、信楽町となり、それぞれの地域の魅力を活かしたまちづくりが行われ、平成 16 年 10 月、これら 5 町の合併により、現在の甲賀市が誕生しました。

市制施行後の 12 年間、私たちは、甲賀市としての一体感の醸成と市域の均衡ある発展に努め、人と人のつながりと自治の気風を最も重視しながら、市民の福祉向上を目的としたまちづくりを進めてきました。

地域の基礎的自治組織としての区及び自治会のほか、様々な課題解決や公益の増進に取り組む法人や市民活動団体等があり、人と人との強い結びつきにより、市民による市民のためのまちづくりが積極的に行われています。

また、この絆の精神を引き継ぎ、市内には地域の関係団体等が連携、協力し、広域的な課題の解決や魅力ある地域づくりに向けて、25 の自治振興会が活動しています。



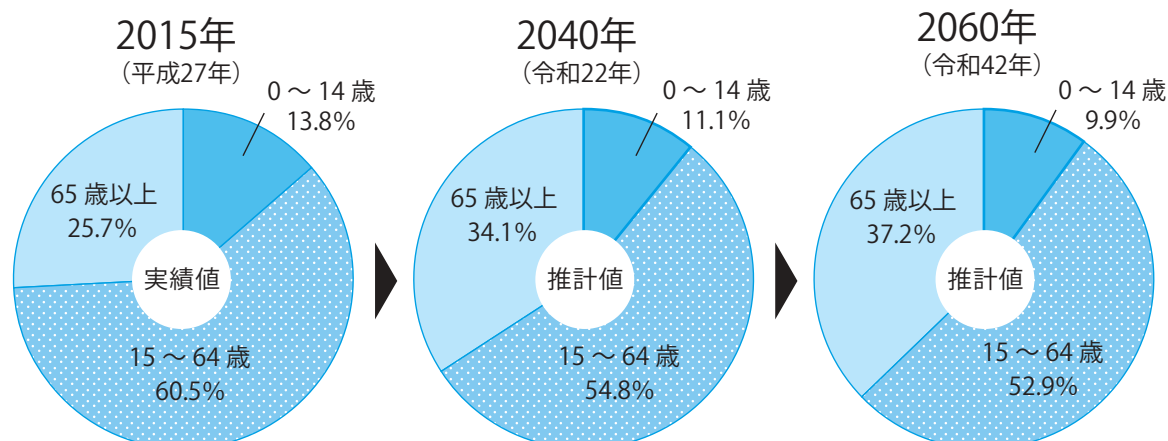
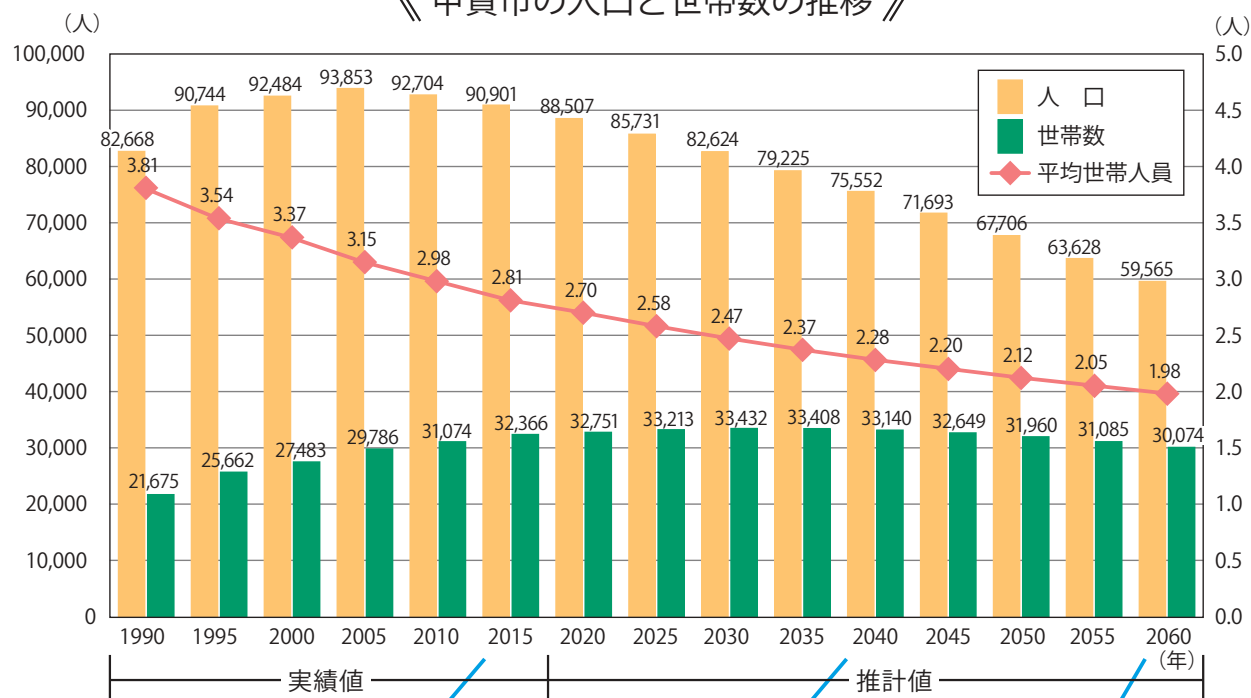
3 | 人口、世帯の動向

国勢調査による甲賀市の人口は、平成 17（2005）年の 93,853 人をピークとして減少に転じ、平成 27（2015）年では 90,901 人となっています。国立社会保障・人口問題研究所によると、このまま人口減少が進んだ場合、令和 42（2060）年の人口は、59,565 人と推計しています。

※国では、平成 22（2010）年の国勢調査を基準に、その 50 年後を節目として推計等を行っており、本市においてもこれに準じています。

※平成 27（2015）年の国勢調査における総人口、総世帯数は確定しましたが、移動率、生存率等が未確定であるため、令和 2（2020）年以降の推計人口は、国立社会保障・人口問題研究所の平成 25 年 3 月推計値に基づいています。

《 甲賀市の人口と世帯数の推移 》



4 | 時代の潮流とまちの課題

✓ 人口減少の時代に立ち向かおう

日本全体が人口減少社会へと向かうなか、その影響は中山間地域で一段と深刻なものとなっています。住民の「暮らし」を守るため、行政機能の集約化や自治の基盤づくりを進めたこれまでの10年を踏まえ、都市構造の見直しや都市資源の整理、再編といった抜本的な対応が喫緊の課題となっています。

本市においても、人口減少が急激に進む時代の入り口に差し掛かっており、多岐にわたる困難な課題を誰もが共有し、時代の変化に挑まなければなりません。

✓ 市民一人ひとりが「まちづくり」の 主役として行動を起こそう

「住みつづけたいまち」「選ばれるまち」としての魅力を高めることが、まちの未来を左右する時代となっています。市民一人ひとりが「まちづくり」の主役として意識し、誇り（シビック・プライド）を高めるために、地域の過去と現在を再認識したうえで未来を創造し、多くの人々にまちの魅力を伝えていくことが大切です。

本市では、自治振興会を単位とする小規模多機能自治の仕組みを築き、市民が主役のまちづくりを進めるためのルールとして、「甲賀市まちづくり基本条例」を平成28年4月1日に施行しました。これらを基礎として、市民一人ひとりが「甲賀市」に誇りをもち、自ら行動するとともに、誰もが都市部等へのシティセールスに積極的に参画することが重要となります。

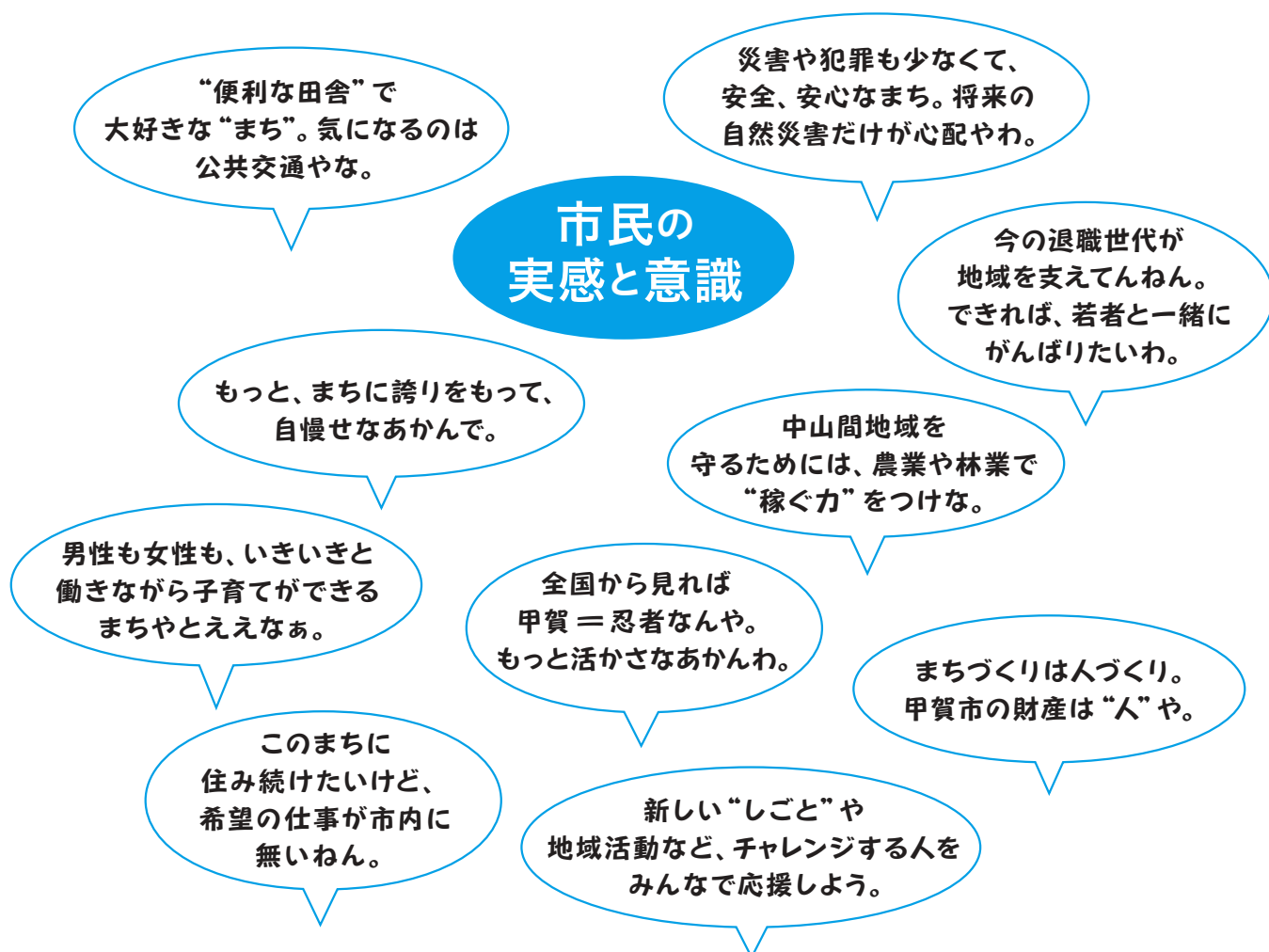
【シビック・プライド】

都市に対する市民の誇りのことですが、「郷土愛」や「まちの自慢」とは少し別のニュアンスを含んでいます。「この都市をより良い場所にするために自分自身が関わっている」「このまちのために何かをしたい」という当事者意識を伴うものです。

✓ 地域経済の循環により、 自立したまちになろう

大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済システム（規模の経済）からの脱却と、資源の循環に持続可能な経済成長を生み出す「循環型経済システム」への転換が求められています。

「ひと」「もの」「カネ」の地域内での循環により、既存の企業、事業者等の活動を支えることに加え、地域の資源を活かした新しいビジネスや地場産業のイノベーション、ものづくり企業が有する高い技術の新たな活用等を積極的に応援し、市内に働きがいのある多様な雇用をさらに創り、「稼ぐ力」の強い自立したまちとなる必要があります。



※市民意識調査および意見交換会、出前講座等より



5 | 第1次甲賀市総合計画の成果と課題

目標1：生活の安心感をみんなで育てる

成果

- ◎子育て応援医療をはじめとする市独自の医療費助成制度を充実した。
- ◎地域の中核病院である公立甲賀病院を移転新築するとともに、アクセス道路を整備した。
- ◎あいこうか市民活動・ボランティアセンターを設置し、市民活動のコーディネートやネットワーク構築を行い、人材を育成することができた。

課題

- ◎地域、職場で活躍する女性や高齢者を応援するため、男女共同参画社会の実現、子育て施策と就業、起業支援の充実が求められている。
- ◎住み慣れた地域での暮らしを守るため、在宅医療、介護をはじめとする地域包括ケアシステムの構築が急務である。
- ◎生活困窮者を関係機関との連携により把握し、自立に向けた継続的な支援を行う必要がある。

目標2：自然環境を大切に、暮らしの豊かさにつなぐ

成果

- ◎污水处理施設の整備を進め、水洗化率は87%（H18比+13%）となった。
- ◎認定農業者等の担い手育成が進み、農地集積の取組により、農地が保全された。
- ◎市独自の循環システムである生ごみ堆肥化事業は、全国でも先進的な取組として注目されている。

課題

- ◎都市農村交流事業については、教育旅行以外をターゲットとした体験プログラムの構築と、受入れ体制の整備による自立化が必要である。
- ◎風土や産業、歴史を反映した地域固有の景観が失われつつあるため、住民が取り組む景観保全活動への支援や、景観に対する事業者の理解が必要である。
- ◎地域の特性に応じた再生可能エネルギーを活用するため、経済的に自立できる仕組みと、設備の導入に係る支援が求められている。

目標 3: 安全で快適な生活の基盤を整え、まちの活力を高める

成果 ◎ JR 草津線寺庄駅の改築及び寺庄土地区画整理事業の実施により、寺庄駅の利便性が向上した。現在は甲南駅周辺整備事業を実施している。

◎ 信楽高原鐵道の上下分離方式を実施し、市が第3種鉄道事業者となり、車両購入や軌道整備を行うことで、経営の安定と輸送の安全性が向上した。

◎ 市内全域への光ファイバー幹線網の整備により、高速ブロードバンドや地上デジタル放送が利用できない地域を解消することができ、防災情報等を発信する音声放送端末機や屋外拡声器の設置により、有事の際の初期伝達環境が整った。

課題 ◎ JR 草津線のダイヤ改善や早期複線化のためには、利用者増加が不可欠であり、自家用車から公共交通への利用転換や、駅周辺における土地利用規制の見直しが必要である。

◎ 空き家等の住宅ストックを地域活性化に活かすとともに、地元産材の活用や防災対策等、新たに建設される住宅の質を確保する必要がある。

◎ 河川の危険箇所の浚渫が進んでおらず、浸水対策と水辺環境の保全の両面から対策が求められている。

目標 4: 地域の特性を活かし、元気な産業を伸ばす

成果 ◎ 観光協会、商工会等と共に、全市的な観光施策の推進体制の構築に取り組むとともに、甲賀流忍者復活祭やニンジャファインダーズ事業等により、ブランド力が高い地域資源である「忍者」を全国に発信した。

◎ 「甲賀ブランド」として 24 の特産品、観光施設、祭礼等を認定した。

◎ 市内の工業団地への企業進出が進み、工業製品出荷額は 9 年連続滋賀県内 1 位で推移した。

課題 ◎ 農林業の経営の安定化を図るため、6 次産業化の更なる推進が求められている。

◎ 地場産業や基幹産業の安定的な経営のため、後継者や雇用の人材確保に向けて、関係機関との連携強化が必要である。

◎ 市内の工業団地に空きがないことから、新たな用地確保に向けた取組が急務である。

目標5： たくましい心身と郷土への誇りをもつ人を育てる

- 成果**
- ◎小中学校における「総合的な学習の時間」、「特別活動」等の特色ある取組や、市独自の「甲賀市小学校社会科副読本」の活用により、郷土への理解や誇りを持つ子どもを育成した。
 - ◎国指定史跡紫香楽宮跡の保存を図るとともに、これまでの調査の成果により、水口岡山城跡の国指定に繋がり、貴重な史跡として広く発信した。
 - ◎市民の高度な学習要求に応えるとともに、個人のライフ・ステージの充実と生きがいの創造に繋げるため、「あいこうか生涯カレッジ」を開校した。

- 課題**
- ◎学校や園、家庭、企業等が連携、協力し、地域の様々な人材や資源を活かした教育内容を充実するとともに、「地域の子どもは地域で守り育てる」ための運動を一層推進していく必要がある。
 - ◎子どもたちが人権侵害や経済的な不安を感じることなく、安心して「生きる力」を育むための支援を今まで以上に進める必要がある。
 - ◎市内に多数存在している文化財を「まちづくりの資源」として活用するため、保存や資料の整備を図り、価値を担保して、その魅力を市内外に発信する必要がある。

協働の目標： 市民と行政の協働により、まちの成長力を高める

- 成果**
- ◎概ね小学校区の範囲（地域の課題を共有できる地域）で自治振興会が発足し、子育てや高齢者対策、防犯、環境、文化活動等、地域の課題解決に向けた取組が進みつつある。
 - ◎自治体運営の基本原則を定めた「甲賀市まちづくり基本条例」を制定し、市民が主役の協働のまちづくりを推進した。
 - ◎あいコムこうかでの行政情報番組やホームページ、フェイスブック等、多様な媒体を活用した情報発信を進めた。

- 課題**
- ◎自治振興会の設立から6年が経過し、区、自治会との役割分担の明確化や広域的な課題解決型事業の充実が求められている。
 - ◎公共施設の有効活用と行財政の更なる効率化のため、市民との対話に基づき、持続可能なサービスができるよう公共施設の最適化が急務である。
 - ◎全職員が自ら地域に飛び出し、地域の一員としてまちづくりに関わる等、地域活動への参画を重ねることで、市民からの信頼を得る必要がある。

基本構想

1. 未来像

- (1) まちや人の姿
- (2) 人口フレーム
- (3) 都市構造

2. 地域経営と協働

3. まちづくりの大綱

1. 未来像



「まちや人の姿」「人口フレーム」「都市構造」の3つの視点から、甲賀市の未来像を描きます。

(1) まちや人の姿

あい甲賀 いつもの暮らしに
「しあわせ」を感じるまち

「あい甲賀」このまちでは、すべての人の人権が尊重され、人と人のつながりや心のふれあいが生まれています。

四季折々、豊かな風土は、私たちに多くの恵みをもたらすとともに、郡中惣による自治の伝統と、匠の手に伝わる確かな技術が受けつがれ、「甲賀流」の誇りを生み出しています。

誰もが生きがいをもって、健康で安心して暮らし、もし誰かが不幸に苦しむことがあれば、まわりから温かい手が差し伸べられ、誰かが新たなチャレンジに挑むときには、力強い応援が寄せられます。

私たち一人ひとりが地域の自然や伝統を守り、「住み心地」や「稼ぐ力」を高め、いつもの暮らしのなかで、市民であることに「幸福」や「誇り」を感じています。

甲賀市を「選ぶ」人や企業が世界中から集まり、若者が住み続けたいと思い、新しい家族が生まれ、子どもの声があふれています。

このような、まちや人の姿を「あい甲賀 いつもの暮らしに“しあわせ”を感じるまち」とし、輝く未来を実現するために行動します。

【甲賀流】

「甲賀らしさ」、「甲賀ならではの」を表現したものです。

(2) 人口フレーム

人口フレームは、次のとおりとします。

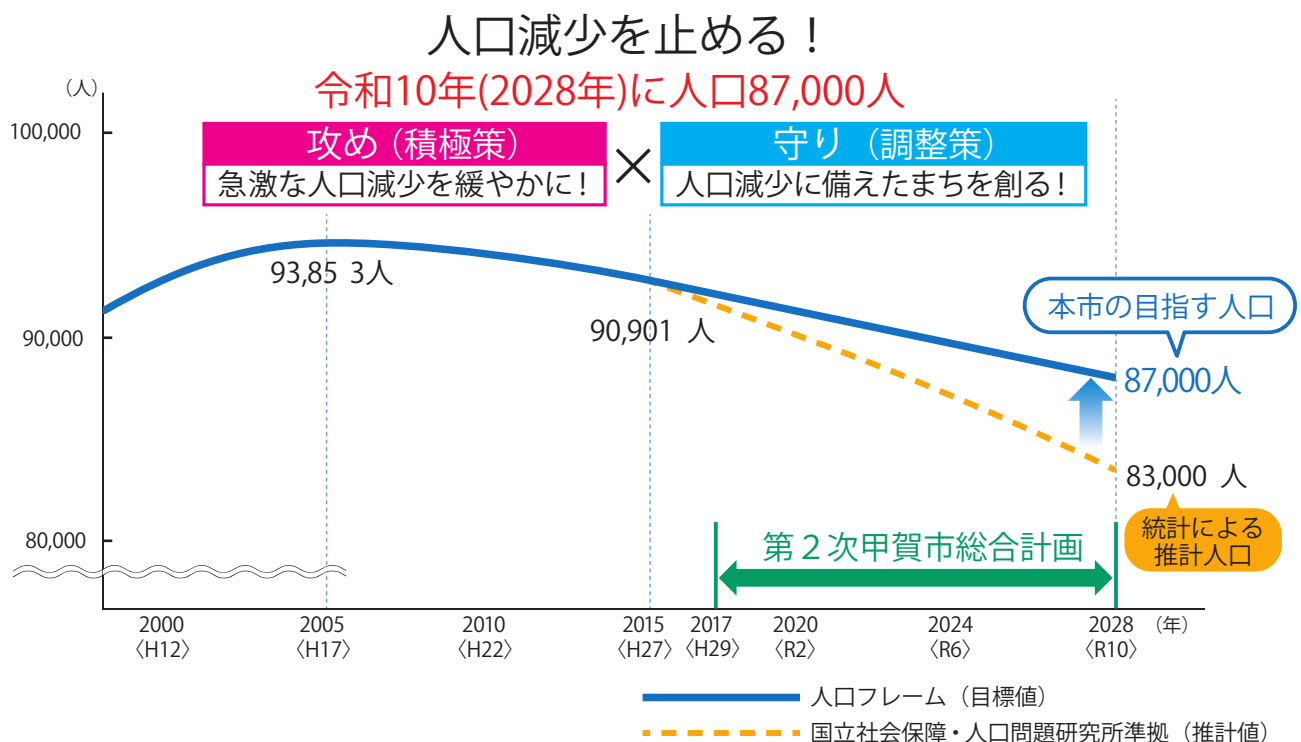
令和10年(2028年)に
人口87,000人

人口減少と少子高齢化がこれまでと同様に推移した場合、令和42年(2060年)の人口は、59,000人余りと推計されており、都市としての利便性の低下が、人口減少をさらに加速させるおそれがあります。

これらの対策には、出生率の上昇と若者、子育て世代の転入により、人口の増加と人口構造の安定化を図る「攻め(積極策)」と、避けられない人口減少に向き合い地域社会の仕組みを今後の人口構造の予測に即したものに再構築する「守り(調整策)」があり、持続可能な自治体経営を行ううえでは、これらのバランスが重要です。

人口フレームを設定するに当たっては、国、県の計画との調和を図りながら、現実をしっかりと見据える必要があります。同時に、夢や希望のもてる未来を創らなければなりません。

このことから、みんなが共有できる将来の人口フレームを「令和10年(2028年)に人口87,000人」とし、転出傾向にある社会動態を速やかに転入と均衡、反転させることにより、未来像の実現を目指します。



(3) 都市構造

暮らしをつなぎ、地域を未来につなぐ ＝ 多様性を活かしたネットワークづくり ＝

人口減少と人口構造の不安定化がさらに加速する時代を乗り越えるため、私たちは「縮充」への転換により、都市構造の再構築を進めます。

本市における都市構造のテーマを「暮らしをつなぎ、地域を未来につなぐ＝多様性を活かしたネットワークづくり＝」として、以下の基本方針のもとで、地域ごとの役割分担と、拠点間の相互連携による補完機能の強化を図っていきます。

< 3つの基本方針 >

自然環境や文化、^{なりわい}生業、社会資源の配置状況、移動手段、防災、減災機能等を踏まえて、次の3つの方針による都市構造の転換を進めます。

① 都市的土地利用と農村的土地利用の再編（見直し）、調整、調和

⇒ 市街地、田園地、中山間地

② 日常生活と都市機能を支える地域拠点づくり

⇒ 交通拠点、都市拠点

③ 各拠点を結ぶ暮らしを支える交通ネットワークの確保

⇒ 地域内ネットワーク、拠点間ネットワーク、広域ネットワーク

【暮らしをつなぎ、地域を未来につなぐ】

「暮らし」とは、日常の生活に必要な医療、介護、福祉、教育、交通、買物等を指しています。今ある暮らしの拠点機能を活かし（あるもの活かし）、これらを公共交通機関等で「つなぎ」、足りない部分を互いに補うことです。これにより、「地域」の歴史、文化を「未来」に「つなぐ」ものです。

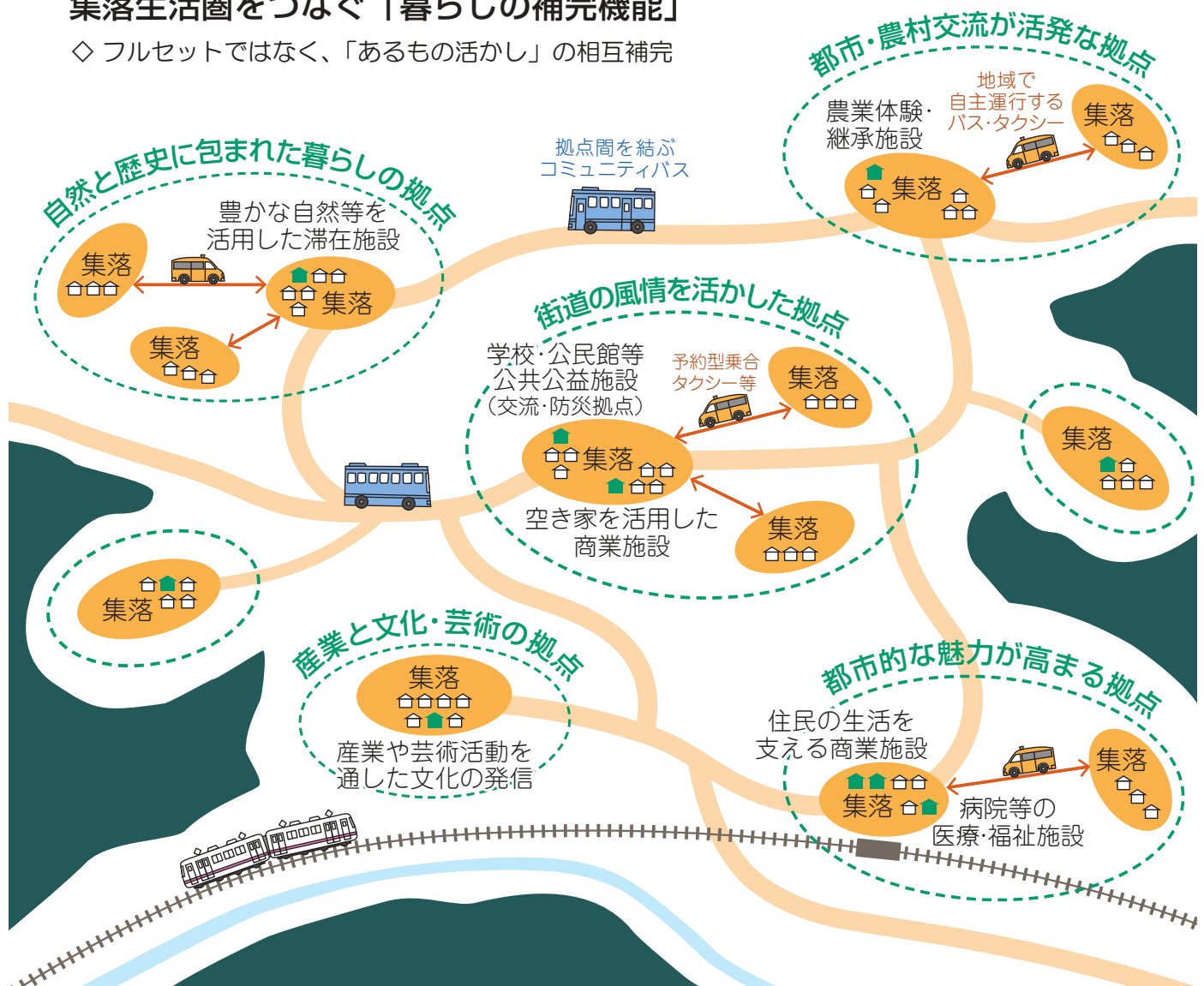
【縮充】

人口が減少し、税収も縮小するなかにおいても、市民の生活を充実させる取組のことであり、縮小させながら「質」を充実させて、温かい地域社会をつくることです。行政の都合だけで集約化を進めるのではなく、それぞれの対話のなかで、自分たちの未来をつくりあげてを表しています。

概念図

集落生活圏をつなぐ「暮らしの補完機能」

◇ フルセットではなく、「あるもの活かし」の相互補完



多様性を活かしたネットワークづくり

地域ならではの歴史や文化、住民の「多様な個性」を活かすことは、それぞれの「豊かさ」や「幸福」を追求するうえで、最も大切な要素となります。

そのためには、「顔の見える関係」が築かれており、高齢者等が安心して暮らしつづけられる集落生活圏を大切に、それぞれの地域を移動手段で結ぶ「ネットワーク」をつくることで、暮らしの相互補完を行える仕組みが必要です。

【フルセット】

特に中山間地域においては、人口減少を起因として、日常の暮らしに必要な機能（医療、介護、福祉、買物、公共施設）の維持が困難となります。このような地域で、暮らしに必要な全ての機能を揃えることを「フルセット」と定義しています。

2. 地域経営と協働



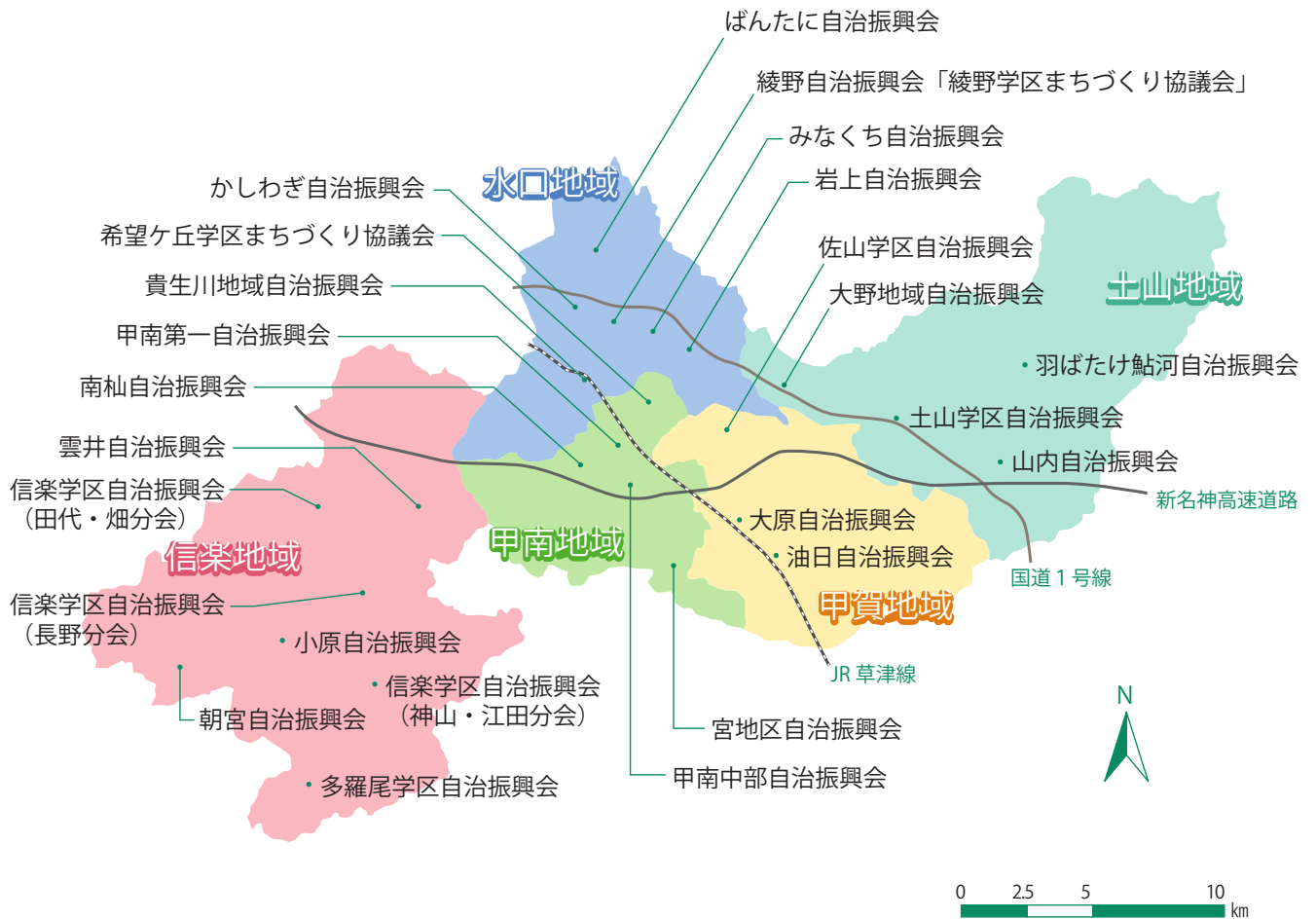
基本構想の実現に向けて、必要なまちづくりの視点を以下に示します。

(1) 持続可能な地域経営

- ・従来の「行政経営」から、効果的な役割分担と多様な主体による地域づくりを目指し、協働による「地域経営」への転換を図ります。
- ・限られた資源をそれぞれの権限と責任で効率的かつ効果的に投資し、自主財源の確保や規制緩和に取り組む等、地方分権や地域内分権に対応した自立的な経営を確立します。
- ・国及び他の地方公共団体との連携、協力を重視し、さまざまな課題の解決やコスト削減に取り組めます。

(2) 対話による協働の推進

- ・地域づくりのあらゆる場面で、市民、企業、事業所、議会及び行政が、連携、協力し、対等な立場で共に議論し、共に歩む「対話による協働」を推進します。
- ・市民自治を追求し、チャレンジする市民の「行動力」を応援します。
- ・さまざまな課題の解決に向けたコミュニティ活動に対し、その活動が自立したものとなるよう支援します。



3. まちづくりの大綱



甲賀市市民憲章の理念に基づき、基本構想期間を通じたまちづくりの大きな方針となる5つの大綱を以下に示します。

- その(1) **誰もが主役となり、持続可能なまちとなる**
- その(2) **人と文化を未来につなぐ**
- その(3) **住み慣れた地域での暮らしを守る**
- その(4) **地域の「稼ぐ力」を高める**
- その(5) **結婚、出産、育児の希望に応える**

あふれる愛に あなたも仲間

(1) 誰もが主役となり、持続可能なまちとなる

- ・人間の尊厳と基本的人権が守られ、誰もが自分らしく生きることができる人権文化のまちづくりを進めます。
- ・市民や各種団体、企業等、誰もがまちづくりを担う主役となり、それぞれが役割を持ち、理解しあうことで、みんなの力を合わせて未来を拓きます。
- ・ローカル、グローバルの双方から、多角的に物事を考えられる人材を育成し、多世代、多文化共生の社会づくりを進めます。
- ・医療、介護、福祉、教育、交通等の生活サービスを維持するため、公共施設の最適化を進め、中山間の暮らしのまとまった地域における社会資本を整備し、小規模多機能自治の取組を推進します。
- ・甲賀流シティセールスの展開により、本市の魅力を全国に発信し、「ひと」「もの」「カネ」を引き寄せます。

いろどる山河と 生きいき文化

(2) 人と文化を未来につなぐ

- ・「人」は甲賀の資産です。まちを愛し、そこに住み続けたい、働きたい、まちのために活躍したいと思えるシビック・プライドにあふれた人材を地域と共に育てます。
- ・甲賀ブランドの価値を高め、忍者、信楽（紫香楽）、東海道、茶、くすり、自然、文化、伝統技術等への波及効果を生み出します。
- ・自然を大切にし、その恵みを生かす知恵を絶やすことなく次世代に継承しながら、ふるさとの原風景を守ります。
- ・甲賀流忍者という他の自治体にはないコンテンツを最大限に活かします。

こぼれる笑顔に 応える安心

(3) 住み慣れた地域での暮らしを守る

- ・年を重ねて培った知恵や経験を誰もが地域や職場で活かせるよう、健康寿命を延ばし、生涯活躍を促進します。
- ・すべてのライフ・ステージにおいて、健康で生きがいをもって生活できる健康づくりを推進します。
- ・今世紀前半の発生が危惧される南海トラフ地震や近年頻発する局地的な豪雨、大雪等、自然災害への対応を強化します。
- ・災害に備える施設、安全な道、防犯体制の構築等、ハード（施設、場所）の充実はもちろんのこと、それらを動かすソフト（人と人のつながり、多世代、多文化のコミュニティ、制度）の充実を図ります。
- ・誰もが住み慣れた地域でその人らしく生活できるよう、公共交通の充実と全世代、全対象型の地域包括支援を推進します。

うみだす活力 受けつぐ伝統

(4) 地域の「稼ぐ力」を高める

- ・若者、女性、高齢者、外国人市民の「活躍したい」という思いをかなえるため、あらゆる場面でのチャレンジを支援します。
- ・誰もが自ら望むワーク・ライフ・バランスを選択し、地域や職場で活躍できるよう、ライフ・ステージに応じた切れ目のない支援を行います。
- ・JR草津線の利便性を高めるとともに、産業基盤の優位性を確保するため、公共交通幹線軸への取組を強化します。
- ・地場産業の担い手である中小企業の販路開拓等を支援し、稼ぐ力を引き出します。
- ・6次産業化や異業種間の連携を支援し、生産性の向上と成長産業化を促します。
- ・広域交通ネットワークの利便性等、操業条件としての魅力を活かした企業誘致を進め、新たな雇用の場を創出します。
- ・「ひと」「もの」「カネ」の結節点に位置する本市の地の利を活かし、恵まれた地域の産業を世界へ発信します。

かがやく未来に 鹿深の夢を

(5) 結婚、出産、育児の希望に応える

- ・心豊かな交流のもとでパートナーと出会い、新しい家族を安心してもてるような支援を行います。
- ・子どもを産み育てることの喜びを伝え、世代や地域を越えた連携のもとで、子育て環境の充実を図ります。
- ・豊かな心、学ぶ力、健やかな体のバランスがとれた「生きる力」を育む教育を進めます。
- ・すべての子どもが健やかに育ち、経済的な不安等を感じることなく、のびのびと夢を追えるような支援を行います。

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」
を目指して、この憲章を定めます。

あふれる愛に	あなたも仲間
いろどる山河と	生きいき文化
こぼれる笑顔に	応える安心
うみだす活力	受けつぐ伝統
かがやく未来に	鹿深の夢を

資料編

- 諮問・答申文
- 審議会規則・附属機関設置条例
- 審議会名簿
- 検討の経緯
- 分野別計画一覧
- 総合計画および分野別計画の体系
- 成果指標の根拠
- 用語解説

甲 政 推 第 18 号
平成 27 年(2015 年) 6 月 19 日

甲賀市総合計画策定審議会
会長 新 川 達 郎 様

甲賀市長 中 嶋 武 嗣

第 2 次甲賀市総合計画の策定について（諮問）

本市では、平成 19 年 4 月に第 1 次総合計画（基本構想および基本計画）を策定し、効率的かつ効果的な行財政運営を進めてきました。

第 1 次総合計画は、「新市建設計画」の方針を踏まえつつ、その精査を含めて、より戦略的で具体性のある計画として策定し、平成 28 年度までの 10 年間（平成 25 年 3 月中間見直し）を期間としたものでありました。

目標年次を迎えるにあたり、本市はこれまでの 10 年間に固めた基礎のうえに、市民幸福度の最大化に向けた「甲賀の國づくり」を着実に進め、地域資源を十分に活用した個性豊かで魅力ある地域を創るため、生活の場からの声の一つひとつに耳を傾けながら、新しい指針となる地域経営計画として、第 2 次甲賀市総合計画を策定します。

つきましては、策定にあたっての基本構想案および基本計画案について、貴審議会より答申をいただきたく、ここに諮問します。

平成 29 年（2017 年）3 月 22 日

甲賀市長 岩 永 裕 貴 様

甲賀市総合計画審議会
会 長 新 川 達 郎

第 2 次甲賀市総合計画（案）について（答申）

平成 27 年（2015 年）6 月 19 日付甲政推第 18 号により本審議会に諮問された「第 2 次甲賀市総合計画の策定」について、別冊「第 2 次甲賀市総合計画（案）答申書」のとおり答申します。

この答申は、市民意識調査や市民との意見交換会、市議会のご意見もお聞きしながら、さらに慎重な審議を重ね、取りまとめたものです。

「第 2 次甲賀市総合計画」の策定に際しましては、本答申の趣旨を十分に尊重され、「あいこうか いつもの暮らしに“しあわせ”を感じるまち」の実現に向けて、最善を尽くされるよう要望します。

甲賀市総合計画審議会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、甲賀市附属機関設置条例（平成25年甲賀市条例第35号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、甲賀市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて条例第2条第1項に規定する審議会が担任する事務を処理する。

（会長及び副会長）

第3条 審議会に、会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（庶務）

第5条 審議会の庶務は、総合政策部政策推進課において処理する。

（その他）

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

付 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

● 甲賀市附属機関設置条例

平成 25 年 12 月 18 日
条例第 35 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、法律若しくはこれに基づく政令又は他の条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項に基づき、市の設置する執行機関の附属機関について必要な事項を定めるものとする。

(設置等)

第 2 条 執行機関の附属機関として、別表に掲げる機関を設置し、その担任する事務並びに委員の構成、委員数及び委員の任期は、同表に定めるとおりとする。

2 委員は、執行機関が委嘱し、又は任命する。

3 別表の規定にかかわらず、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委任)

第 3 条 この条例に定めるもののほか、附属機関の組織、運営その他必要な事項は、執行機関が規則で定めるものとする。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(甲賀市総合計画策定審議会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 甲賀市総合計画策定審議会条例（平成 17 年甲賀市条例第 1 号）

(2) 甲賀市特別職報酬等審議会条例（平成 17 年甲賀市条例第 2 号）

(3) 甲賀市公有財産審議会条例（平成 20 年甲賀市条例第 43 号）

(4) 甲賀市公共下水道事業審議会条例（平成 17 年甲賀市条例第 24 号）

(5) 甲賀市文化のまちづくり審議会条例（平成 17 年甲賀市条例第 27 号）

(6) 甲賀市史編さん委員会条例（平成 17 年甲賀市条例第 18 号）

(経過措置)

3 前項の規定による廃止前のそれぞれの条例による附属機関及びその委員は、この条例の規定による相当の附属機関及びその委員となり、同一性をもって存続するものとする。この条例の施行の際執行機関が定めているところにより置かれている委員会その他の合議制の機関及びその委員についても、同様とする。

4 付則第 2 項の規定による廃止前のそれぞれの条例の規定による附属機関に係る諮問、答申その他の行為は、この条例の規定による相当の附属機関に係る諮問、答申その他の行為とみなす。前項後段に規定する委員会その他合議制の機関に係る諮問、答申その他の行為についても同様とする。

【抜粋】別表（第 2 条関係）

1 市長の附属機関

名称	担任する事務	委員の構成	委員数	委員の任期
甲賀市総合計画審議会	総合計画の策定及びその推進に関する事項について調査し、審議すること。	(1) 市民 (2) 学識経験を有する者 (3) その他市長が適当と認める者	20 人以内	2 年

甲賀市総合計画審議会 委員名簿（50音順）

— 平成 27 年 4 月 ～ 平成 29 年 3 月 —

氏 名
大原 真理子
岡村 久悦
兼松 侑里
川端 美愛
小坂 育子
武田 賢一
田中 直秋
谷井 祐子
谷口 忍
中森 武
新川 達郎
林 幸世
坊迫 舞香
星野 忠夫
松田 晃余
松村 和将
丸山 真澄
藪下 利男

— 平成 29 年 4 月 ～ 平成 31 年 3 月 —

氏 名
大原 真理子
岡村 久悦
川端 美愛
小坂 育子
赤堀 和彦
田中 直秋
谷井 祐子
谷口 忍
中森 武
新川 達郎
林 幸世
田中 伸幸
松田 晃余
丸山 真澄
藪下 利男

第2次甲賀市総合計画の策定に係る経緯

第1回 平成27年6月19日

- 委嘱式、あいさつ（市長）、審議会の設置目的及び所掌事務について
- 会長、副会長の選任について
- 審議会の公開について
- 人口減少社会と本市の対応について
 - ・ 甲賀市の状況と将来予測、それらを踏まえた課題と対策
- 第2次甲賀市総合計画策定方針について

第2回 平成27年7月12日

- 甲賀市内ツアー「甲賀の魅力再発見！！ まち・ひと・しごとめぐり」

第3回 平成27年8月11日

- 前回ツアーに参加しての所感や意見交換（甲賀市の強み・弱みについて）
- 多元・多層の市民参加について
 - ・ 人口減少問題に係る地域との意見交換会
 - ・ 成人式アンケート
 - ・ 子ども議会OBとの意見交換
 - ・ 市民意識調査の実施について（調査項目・転入、転出者アンケート）
- 人口ビジョン（甲賀市の人口目標）について
 - ・ 2040年（平成52年）における人口目標
 - ・ 自然増減（合計特殊出生率）、社会増減数

第4回 平成27年9月14日

- 甲賀市人口ビジョン（案）について
 - ・ これまでの議論のキーワードについて
 - ・ 人口ビジョン・総合戦略の検討について
 - ・ 住みよさランキング分析結果について
 - ・ まち・ひと・しごと創生戦略（骨子案）
- 第1次甲賀市総合計画の成果と課題について

第5回 平成27年10月15日

- 甲賀流まち・ひと・しごと創生総合戦略について
 - ・ 人口ビジョン編・総合戦略編
- 意見交換会について
 - ・ 開催案内と抽出方法の説明、質疑応答

第6回 平成27年12月17日

- 市民の皆さまの意見について
 - 〔1〕 市民意識調査の結果について
 - 〔2〕 おしゃべりカフェの結果について
 - 〔3〕 地域との意見交換会の結果について
- 甲賀流まち・ひと・しごと創生総合戦略
 - 〔1〕 パブリックコメントの実施について

第7回 平成28年3月2日

- 甲賀流まち・ひと・しごと創生総合戦略
 - 〔1〕 パブリックコメントの結果について
 - 〔2〕 平成28年度予算（案）について
- 第2次甲賀市総合計画の策定について
 - 〔1〕 論点データ集について
 - 〔2〕 市民意識調査の結果について
 - 〔3〕 総合計画（基本構想）の構成について

第8回 平成28年7月1日

- 第2次甲賀市総合計画の策定について
 - 〔1〕 総合計画策定スケジュールについて
 - 〔2〕 総合計画基本構想（たたき台）について
- 地方創生交付金について
 - 〔1〕 先行型交付金の効果検証について

第9回 平成28年8月24日

- 第2次甲賀市総合計画の策定について
 - 〔1〕 基本構想策定に係る意見及び修正事項等
 - 〔2〕 総合計画基本構想について

第10回 平成28年12月20日

- 第2次甲賀市総合計画の策定について
 - 〔1〕 第1次甲賀市総合計画の成果と課題について
 - 〔2〕 第2次甲賀市総合計画（基本構想・基本計画）について

第11回 平成29年1月25日

- 第2次甲賀市総合計画の策定について
 - 〔1〕 第2次甲賀市総合計画（基本構想・基本計画）について
 - 〔2〕 議会での意見について

第12回 平成29年3月15日

- 第2次甲賀市総合計画の策定について
 - 〔1〕 第2次甲賀市総合計画（基本構想・基本計画）答申案について

第2次甲賀市総合計画 用語解説

用 語	意 味
アーティスト・イン・レジデンス	芸術家等を一定期間、特定の地域に招聘し、その地域に滞在しながら創作活動を行うこと。
アール・ブリュット	「生（き）の芸術」と訳され、正規の美術教育を受けず、人間の生の根源にねざす創造の衝動から生まれてきた芸術のこと。
あいこうが生涯カレッジ	地域にある文化財や受け継がれてきた熟練の技を題材とした現地学習から始め、高校での体験学習を経て、大学での専門的な学習へと、会場を移しながら発展的に学ぶ新しい形の連続講座。
ICT	情報通信技術（Infomation and Communication Technology）の略。従来から使われている情報技術（IT = Infomation Technology）に代わる言葉として使われる。日本では、情報処理や通信に関する技術を総合的に指す用語として IT が普及したが、国際的には ICT が広く使われる。
アウトソーシング	アウト（外部）ソーシング（資源化）からなる言葉で、「ある組織から、他の組織に対して経営資源を求める」という言葉。狭い意味では「業務の外部委託化」。甲賀市では「公」を多様な主体でともに担っていくという目的から、民営化等も含めた広い意味で用いる。
インクルーシブ教育	これまでの特別支援学校を中心とした「特別な場」による指導ではなく、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学びあう教育のこと。
エコフェスタ	地球温暖化について家庭から取り組めることを、展示や工作教室をとおして広く市民の方に学んでいただく甲賀市の環境イベント。
NPO	非営利組織（Non-Proft Organization）のことであり、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。
温室効果ガス	地表から放出される熱（赤外線）を大気中で部分的に吸収し、地表へ再放出する気体の総称で、地球温暖化の主な原因とされている。二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン類、パーフルオロカーボン類、六フッ化硫黄に、「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」の改正により三フッ化窒素が追加され、7物質が温室効果ガスとして削減の対象となっている。
「稼ぐ力」の強い自立したまち	市民、事業者、行政等が一体となって「地域価値」の向上を図ることにより、まちに賑わいと活力を生み出し、民間投資の喚起や所得・雇用の増加につなげることを「稼ぐ力」としている。また、国、県などの制度や財源に頼るだけでなく、地域の実情にあった施策を展開し、地域経済の好循環による財源確保を進めるまちとなること。
環境こだわり農業	化学合成農薬および化学肥料の使用量が慣行的使用量を相当程度下回って行われる農業であって、たい肥その他の有機質資材を適正に使用し、農業排水を適正に管理し、その他環境との調和に配慮した措置を講じて対象農作物を栽培すること。
観光プロモーション	観光客誘致促進のための販売促進活動。あるいは広報活動のこと。
間伐	森林の保全と整備を目的として、木の成長に伴って、混みすぎた林の立木を一部伐採し、まばらにすること。
木の駅プロジェクト	地元の間伐材等を出荷した登録者に地域通貨を発行する仕組みのこと。2008年に高知県で誕生した活動で全国に広がっている。

用 語	意 味
キャリア教育	児童生徒一人ひとりにふさわしいキャリア（経験）を形成していくために必要な意欲・態度や能力を育てる教育。端的には、勤労観、職業観を育てる教育。
行財政運営のマネジメント力の向上	今後、さらに厳しくなることが予想される行財政運営を持続可能なものにするためには、これまでも増して行政サービスの的確な評価や継続的な改善が求められる。様々な事務事業の必要性や妥当性をはじめ、有効性、効率性を統一的な視点と客観的な評価を行うことで、予算執行、計画策定、事務事業の見直しをし続けなければならない。
行財政改革	財政面での経費節減および行政組織の効率化を行いながら、行政サービスの質を向上させることを目的とした行政改革の一つ。
行政情報のプッシュサービス	一人ひとりに合わせて、必要な情報を行政から積極的に伝えること。
行政の都合	まちづくりの主役は市民であり、行政は市民のパートナーであり、サポーターでもある。行政だけで計画を考えたり、スケジュールを一方的に説明するのではなく、丁寧な対話を重視したまちづくりを進めなければならない。
行政の論理	行政だけで考えた政策の論理は、プレイヤー不在であることが多く、持続可能性に欠けるものが多い。市民、地域、事業者等との合意形成に至るまでのプロセスを重視し、納得感を醸成することでみんなの「論理」となる。
協働	各主体が、それぞれ対等な関係のもと、互いに尊重し合いながら役割及び責任を持って、連携・協力すること。
空閑地	利用されずに放置されている土地。
クールジャパン・コンテンツ	日本独自の文化が海外で評価を受けること。また、日本文化を指す言葉。
郡中惣	戦国時代の自治連合組織。地域が結束して事にあたり、意思決定は合議制で定める民主的な体制のこと。
ゲリラ豪雨	天気予報による予測が困難な局所的大雨を指す。
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。
健康推進員	健康を推進するボランティア。健（検）診の受診啓発や食育・運動の推進等の活動を行っている。
甲賀市国際交流協会	国際交流事業の推進や市民の国際交流活動の支援と普及、国際理解の啓発、在住外国人との相互理解の促進と支援などを掲げて活動している組織。
甲賀市まちづくり基本条例	市民、議会、市行政が連携、協力してまちづくりを進めていくための基本的なルールを定めたもの。平成 28 年 4 月 1 日より施行。

用 語	意 味
甲賀ブランド	甲賀市独自の豊富な地域資源を活かして、観光に関わる地域産品等をブランドとして認定し、甲賀ならではの価値あるモノ・コトを国内外の多くの方に広く、長く愛されるようにと作られたもの。
甲賀流	「甲賀らしさ」、「甲賀ならではの」を表現したもの。
後期高齢者	75 歳以上の高齢者を指す。
公共交通幹線軸	公共交通における重要路線のこと。甲賀市においては、JR 草津線、信楽高原鐵道、近江鉄道、コミュニティバスの幹線を対象としている。
ここあいパスポート	甲賀地域（甲賀市、湖南市）で、作成配布している相談支援ファイルのこと。発達障がいなどにより支援が必要な人に適切な支援を継続できるよう、育ちや支援の情報を記録し、家庭、園、学校、支援機関で共有するためのもの。
子育てコンシェルジュ	子育てに関する情報提供をしたり、必要に応じて関係者と協力をしながら子育てをしやすくサポートする子育ての案内役。
コミュニティ・ビジネス	地域課題の解決を図るため、地域の資源および人材を活かしながら、有償でサービスを提供することにより継続される取組のこと。
コンビニ交付	住民票の写しをはじめとする各種証明書を最寄りのコンビニエンスストアにあるマルチコピー機から取得すること。利用には、マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードが必要となる。
再生可能エネルギー	エネルギー供給構造高度化法で規定されている「エネルギー源として永続的に利用することができると認められるもの」のこと。太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマス等が該当する。
在宅医療	医師のほか、訪問看護師、薬剤師や理学療法士（リハビリ）等の医療関係者が、患者の住居に定期的に訪問して行う、計画的・継続的な医学管理・経過診療のこと。
里地里山	原生的な自然と都市との中間に位置し、さまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきた地域のこと。集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原等で構成される。
市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域。
事業者	甲賀市内において事業を営む個人、法人及びその他の団体。
持続可能	1987 年、国連の環境と開発に関する世界委員会（W C E D）の最終報告書「地球の未来を守るために（Our Common Future）」（いわゆる「ブルントラント報告」）において提唱された理念。ブルントラント報告では、「持続可能な開発」とは「将来の世代のニーズを充たしつつ、現在の世代のニーズをも満足させるような開発」とされている。つまり「持続可能なまち」とは、将来の世代のニーズを充たしつつ、現在の世代のニーズも満足させるまちのことを指す。

用 語	意 味
自治振興会	区・自治会をはじめ、各種団体・NPO・企業等の参加により組織化され、地域の関係団体等が連携・協力し、区及び自治会だけでは解決できない広域的課題の対応や、地域の特性を生かしたまちづくりをすすめるための組織。テーマごとに部会をつくって、事業の企画から運営等、地域主体の活動を行っている。
シティセールス	都市が持つ様々な魅力を対外的に、より効果的にアピールし、多くの観光客の訪問や特産物の販売促進、交流人口や定住者の増加、企業立地の促進等を図る活動のこと。
児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に就学している児童に、適切な遊びや生活の場をあたえ、その健全な育成を図る施設。
シビック・プライド	都市に対する市民の誇りであるが、「郷土愛」や「まちの自慢」とは少し別のニュアンスを含む。「この都市をより良い場所にするために自分自身が関わっている」「このまちのために何かをしたい」という当事者意識を伴うもの。
市民活動	市民がよりよいまちづくりのための役割を意識し、自主的かつ自立的な活動を行うこと。
社会福祉協議会	社会福祉法に基づく、地域福祉の推進を図ることを目的とした社会福祉法人であり、都道府県、市町村でそれぞれ組織されている。
住宅ストック	既存あるいは新規に供給される住宅の蓄積をいう。
縮充	人口が減少し、税収も縮小するなかにおいても、市民の生活を充実させる取組のことであり、縮小させながら「質」を充実させて、温かい地域社会をつくること。行政の都合だけで集約化を進めるのではなく、それぞれの対話のなかで、自分たちの未来をつくりあげてことを表している。
循環型社会	大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法では第一に製品等が廃棄物等になることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。
浚渫	港湾・河川などの水深を深くさって、土砂などを取り除くこと。
小規模多機能自治	小規模ながらも、様々な機能をもった、住民自治の仕組みである。概ね小学校区域において、目的型組織や地縁型組織等のあらゆる団体が結集し、地域課題を自ら解決し、地域運営を行う仕組みのこと。
上下分離方式	鉄道や空港などの事業において、施設の整備・保有主体と運営主体を分離すること。甲賀市においては、信楽高原鐵道(株)が所有する車両や路線等を市が所有し、運行を信楽高原鐵道(株)が行う「公有民営化による上下分離方式」を導入。
食育	平成17年7月に施行された食育基本法に基づいた取組で、同法では「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」また「様々な経験を通じて『食』に関する知識と『食』を選択する力を習得し、健全な食生活を実現することができる人間を育てること」と位置づけられている。
スケールメリットを活かした行政運営	スケールメリットとは同種のものが多く集まることにより、単体よりも大きな効果を得られること。経済圏や生活圏を同じとする近隣市町との広域連携を進めるとともに、合併によるスケールメリットを活かした行財政運営を進めることが、本市の持続可能性を高めることとなる。

用 語	意 味
政策形成過程も原則公開	まちづくり基本条例に基づき、事業の計画段階から実施及び評価に至るまで市民の理解が深まるよう、わかりやすく説明することが求められている。これらの情報については、個人の権利利益を害したり事務事業の適正な遂行に支障を及ぼさない限り、原則公開する。
選択と集中	自らの得意とする事業分野を明確にし、そこに経営資源を集中的に投下する戦略のこと。限りある行政資源を有効に活用し、必要な行政サービスを的確に提供していくため、優先的な公共サービス分野を選択し、行政資源を集中すること。
待機児童	保育所等への入所申請しながらも、定員超過などの理由から入所できない児童のこと。
対話による協働	「対話」とは、違いに耳を傾け、意見の多様性を知り、新しい知見を得ることで、お互いを理解し、信頼関係を築くこと。この「対話」の積み重ねに基づき、協力、行動すること。
多文化共生	国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築き、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
男女共同参画社会	男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。
地域市民センター	自治振興会の拠点施設として、振興会のエリアごとに設置されているもの。支援担当職員を配置し、地域の課題を地域の方々と共有し、一体的なまちづくりを進めている。
地域包括ケアシステム	高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される仕組み。
地縁型組織	区・自治会、自治振興会などの組織。
地産地消	地元でとれた生産物を地元で消費すること。輸送費用を抑え、フードマイレージ削減や、地域の食材・食文化への理解促進（食育）、地域経済活性化、食料自給率のアップ等につながるもの。
中山間地域	平野の外縁部から山間地にある、都市部や平地以外の中間農業地域と山間農業地域を指す。山地の多い日本では、このような中山間地域が国土面積の約7割を占めている。
出前講座	市民のもとへ職員が出向き、行政の取組や職員の専門知識を活かして開催する講座。市民が市政に関する理解を深め、協働のまちづくりを目指すことが目的。
ドメスティック・バイオレンス	夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力をいい、身体暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれる。
南海トラフ地震	静岡県・駿河湾から九州東方沖まで続く深さ約4千メートルの海底のくぼみ（トラフ）を震源とする地震。
ニーズ	需要という意味の言葉。「必要としているにも関わらず、満たされていない状態」のことを指す。

用 語	意 味
ニート	Not in Education, Employment or Training（就学、就労、職業訓練のいずれも行っていない若者）の略で、元々はイギリスの労働政策において出てきた用語。日本では、若者無業者のこと。若者無業者とは、15～34歳の非労働力人口のうち、通学、家事を行っていない者のこと。
日本遺産	地域の歴史的魅力や特色を通じて我が国の文化、伝統を語るストーリーのこと。ストーリーを語る上で不可欠な魅力ある有形、無形の文化財群を地域が主体となり総合的に整備、活用することで、地域活性化を図ることを目的として、文化庁が認定している。
日本忍者協議会	国や全国の忍者と関連する自治体、大学、観光協会、民間団体、事業所等が全国的なネットワークのもと、情報収集や情報発信を行い、忍者を活かした観光振興、文化振興、地域経済の活性化などを行うことを目的とした組織。
ニンジャファインダーズ事業	市内に残る忍者の痕跡を調べ、本物の忍者を感じるまちをめざして活動するプロジェクト。
バリアフリー	障がいのある人のための物理的障壁だけでなく、制度的なバリアフリー、心理的なバリアフリー等、生活全般における障壁を除去すること。
光ファイバー	ガラスや透明なプラスチックなどを細長く加工したものを被覆で覆った構造の線材。光を離れた場所に伝送することができ、通信や照明などに用いられる。甲賀市では、市内全域に市独自の光ファイバー網を整備している。
病児保育	病気や病後の子どもを保護者が家庭で保育できない場合に、病院・保育所などに付設されたスペースで預かるもの。
フェイスブック	代表的なSNS (social networking service) のひとつ。画像や動画、メッセージをインターネットを通じて交換し、人と人のつながりを促進し、コミュニティの形成を支援する会員制サービス。
鉄道複線化	鉄道の軌道を上り列車用と下り列車用にそれぞれ敷設した線路施設を指す。
ヘイト・スピーチ	人種、出身国、思想、宗教、性的指向、性別、障がいなどに基づいて個人または集団を攻撃、脅迫、侮辱する発言や言動のこと。
防災拠点	災害時に防災活動の拠点となる施設や場所のこと。
ポジティブ・アクション	社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現すること。
マーケティング	企業および教育・医療・行政などの機関、団体がグローバルな視野に立ち、一般消費者、取引先、関係する機関・個人および地域住民との相互理解を得ながら、公正な競争を通じて行う市場創造のための総合的活動。
マネジメント	「管理」を意味する言葉。また、様々な資源や資産・リスクなどを管理し、経営上の効果を最適化しようとする手法のこと。
木質バイオマス	再生可能な生物由来の有機性資源（化石資源を除く）で、木材からなるもの。

用 語	意 味
U I Jターン	Uターンは地方から都市部へ移住した人が再び地方の生まれ故郷に戻ることに、Iターンは出身地とは別の地方に移り住むことに、Jターンは地方から都市部へ移住した人が生まれ故郷の近くの都市に戻り定住すること。U I Jターンは、これらを合わせた総称。
ユニバーサル・コミュニティ	甲賀市多文化共生推進計画では、ユニバーサルデザインの概念をさらに広げ、国籍や年齢、性別などにかかわらず、誰もが交流・参画しやすく必要な情報やサービスに手が届くまち、お互いにアクセスしやすいまちを5年後の目標像とし、安心して生活を送れる地域社会のことをユニバーサル・コミュニティ甲賀と定義している。
ユニバーサルデザイン	障がいの有無や年齢、身体能力に関わりなく、すべての人が使いやすいように製品、建物、環境等をデザイン（計画・実施）する考え方。
4R（リデュース・リユース・リサイクル・リフューズ）	リデュース（Reduce 発生抑制）、リユース（Reuse 再利用）、リサイクル（Recycle 再生と利用）に加え、リフューズ（Refuse 断る）の4つの英語の頭文字「R」をとって「4R」という。
ライフ・ステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと。
ローカル、グローバルの双方から、多角的に物事を考えられる人材	「ローカル（地方）の考え方を大切にしながら、グローバル（世界的）で活躍する」との意味と、「グローバルの考えを知ったうえで、ローカルで行動できる」との意味を両面から捉えたもの。どちらの考え方もできる、多面的に物事を考え、活躍できる人材を育てること。
6次産業化	農林漁業者自らが生産だけでなく加工・流通販売を一体的に行ったり、農林漁業者と商工業者が連携して事業を展開するなど、農林漁業の可能性を広げようとする取組のこと。
ワーク・ライフ・バランス	誰もが仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のこと。
ワンストップ（機能）化	ひとつの場所でさまざまなサービスが受けられる環境、場所のこと。

第2次甲賀市総合計画

－ 基本構想・基本計画（第1期）－

平成29(2017)年6月

甲賀市 総合政策部 政策推進課 オール甲賀推進室

〒582-8502 滋賀県甲賀市水口町水口6503番地

電話：0748-69-2106 FAX：0748-63-4554

E-mail：koka10041000@city.koka.lg.jp

ホームページ：http://www.city.koka.lg.jp



甲賀市

